

SNS利用による性被害等から子どもを守るには

児童買春、児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違反行為は、「児童の性的搾取」と呼ばれています。子どもへの性犯罪は、子どもの人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。SNS利用による性被害等から子どもを守ることにについて考えてみましょう。

SNS利用による被害が増えています

子どもの性被害をめぐる現状は、令和元年（2019年）以降の統計では、児童買春等の被害児童数が減少していますが、児童ポルノの被害児童数は、令和元年（2019年）をピークに、その後も横ばいが続いており、深刻な状況にあります。

児童ポルノ被害の約4割が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」で、児童が騙されたり、脅されたりして自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害が増加し、平成30年（2018年）中、中学生の被害は前年に比べ減少していますが、小学生と高校生は増加しています。



第 2 9 3 号
2026年8月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

こんな被害が起きています

女子中学生は、SNSで知り合った男性モデルに成りすました男に、言葉巧みに誘導され、自分の裸の画像を送信させられた。

女子高校生は、SNSで知り合った男性に誘い出され、わいせつな行為をされて撮影された上で、「画像をインターネットに流す。」などと脅された。

インターネットを安全に利用するための家庭のルールを

お子さんが被害に遭わないように、保護者がお子さんのインターネット利用をきちんと見守っていく必要があります。お子さんがインターネットを安全に使えるようにフィルタリングを利用するとともに、インターネットの危険な面についてもお子さんに教えることや、一緒にスマートフォンの使い方について家庭のルールを作りましょう。

(注) フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます。

スマートフォンやインターネットを適切に使うために、次のようなことについて親子で話し合い、ルールを決めましょう。

- ・ 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- ・ 個人が特定される情報を書き込まない
- ・ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない
- ・ 他人のID、パスワードを勝手に使わない
- ・ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
- ・ 利用料金や利用時間を決める
- ・ 困ったことがあれば必ず保護者にすぐに相談する
- ・ ルールを守れなかったときのルールを決める



せいふこうほう ばつすい
政府広報オンラインHPより抜粋



みんなで築こう 人権のまちづくり



8月は京都府の「人権強調月間」です

京都府と京都人権啓発推進会議では、8月を「人権強調月間」と定めるとともに5月の「憲法週間」、12月の「人権週間」といった機会を捉えて、市町村や関係団体等と協力し、「命の大切さ」や「人権の大切さ」について考えていただくきっかけとなるよう、街頭啓発や新聞への意見広告の掲載など、様々な取組を重点的に行っています。

和束町では、役場1階住民ホールにて8月3日(月)～31日(月)までの間、人権啓発パネル展をおこなっています。今回は「「いじめ」しない・させない・見逃さない」について説明したパネルを展示しております。

少しでも多くの方に、人権問題に対する理解を深めてもらい、差別のない社会になるよう、これからも啓発活動に取り組んでいきます。

また、啓発物品の配布もおこなっておりますので、ぜひこの機会にお立ち寄りください。



ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

8月の相談日

月日・・・8月27日(木)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

